

令和元年度答申第2号

令和元年 5月31日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用について（答申）

令和元年5月21日付け松子第1046号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、事業の実施に当たっては、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、市の機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業

(2) 事業の目的・内容

令和元年10月から消費税率の引上げが予定されている環境の中、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別給付金を給付するもの。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業を実施するに当たり、対象者を正確に把握するため。

(4) 対象者

支給対象者は、以下のすべての要件に該当する者

- ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日（令和元年10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

(5) 目的外利用する個人情報

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業に係る業務に必要な個人情報

- ① 児童扶養手当受給者の氏名、生年月日、性別、住所
- ② 児童扶養手当受給者の受給資格に関する情報（地方税情報、戸籍情報）

(6) 個人情報の利用課

子育て支援課 児童給付担当室

(7) 個人情報を利用する期間（予定）

令和元年6月1日から令和2年3月31日まで

(8) 業務を所掌する課（諮問課）

子育て支援課 児童給付担当室

以上